

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成31年第1回設楽町議会定例会(第1日)会議録

平成31年3月4日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 加藤弘文 | 2 今泉吉人 | 3 河野 清 |
| 4 松下好延 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 金田敏行 | 12 伊藤 武 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 施政方針説明
日程第6 教育方針説明
日程第7 報告第2号
専決処分の報告について
日程第8 同意第1号
設楽町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第9 同意第2号
設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について
日程第10 議案第2号

- 設楽町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第11 議案第3号
設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の委託について
- 日程第12 議案第4号
田原市ふれあいの館及びふれあいの里パターゴルフ場管理運営に関する委託事務の変更について
- 日程第13 議案第5号
愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第14 議案第6号
新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第15 議案第7号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号
設楽町森づくり基金条例について
- 日程第17 議案第9号
設楽町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号
設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第12号
平成30年度設楽町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議案第13号
平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第14号
平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第15号
平成30年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第16号
平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第17号
平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第18号
平成30年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第19号
平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）

- 日程第28 議案第20号
平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第21号
平成30年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第22号
平成31年度設楽町一般会計予算
- 日程第31 議案第23号
平成31年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第24号
平成31年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第33 議案第25号
平成31年度設楽町簡易水道特別会計予算
- 日程第34 議案第26号
平成31年度設楽町公共下水道特別会計予算
- 日程第35 議案第27号
平成31年度設楽町農業集落排水特別会計予算
- 日程第36 議案第28号
平成31年度設楽町町営バス特別会計予算
- 日程第37 議案第29号
平成31年度設楽町つく診療所特別会計予算
- 日程第38 議案第30号
平成31年度設楽町田口財産区特別会計予算
- 日程第39 議案第31号
平成31年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
- 日程第40 議案第32号
平成31年度設楽町名倉財産区特別会計予算
- 日程第41 議案第33号
平成31年度設楽町津具財産区特別会計予算日

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成31年第1回設楽町議会定例会（第1日）を開会します。これから本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

7熊谷 おはようございます。それでは、平成31年第3回議会運営委員会結果の委員長報告をいたします。平成31年第1回定例会第1日の運営について、2月21日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は、従来どおりです。日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明

があります。日程第6「教育方針説明」は、教育長より説明があります。日程第7、報告第2号から順次1件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第20、議案第12号から日程第29、議案第21号まで、日程第30、議案第22号から日程第41、議案第33号までの議案です。日程第11、議案第3号から日程第14、議案第6号までと、日程第20、議案第12号から日程第29、議案第21号までの補正予算につきましては、本日採決をいたします。日程第30、議案第22号から日程第41、議案第33号までの当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して、審議することといたします。一般質問は、定例会第2日の3月13日に行います。以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番山口伸彦君及び10番田中邦利君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間としたいと思います。御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査、議員派遣、請願・陳情の取扱いについて報告します。始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成30年1月分の結果報告が出ております。事務局で保管していますので、必要な方は閲覧をお願いします。次に、議員派遣について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。次に、請願・陳情の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、請願1件、陳情3件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、請願受付番号1は「総務建設委員会付託」、陳情受付番号1から3の3件はいずれも「議長預かり」と決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。町長から申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。3月議会定例会初日の開会にあたりまして、議員全員の皆様方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。今年は暖冬ということで暖かい日が続きまして、神田地区にあります黒梅は例年より1ヶ月ほど早いというような状況でありまして、もうすでに1月下旬に咲き始めたということで、今が見頃となっております。この暖かさが続きますと、3月中に桜が満開になるのではないかななどと思っております。また春の季節は1日の金曜日に執り行われました田口高校や山嶺教室の卒業式をはじめ、小中学校や保育

園におきまして、卒業シーズンでありまして、先生や友達との別れ、また旅立ちの季節であるということで夢と希望を胸に巣立っていく子供たちの前途を心から期待をするとところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。1点目は歴史民俗資料館と道の駅清嶺についてであります。2月の全員協議会で工事内容や費用の変更等を説明をさせていただくとともに、3月1日に公募型指名競争入札を行うと報告をさせていただきました。その結果ですが、吉川・遠山特定建設工事共同企業体が、税込み価格1,337,040千円で落札をしました。現在は仮契約を結ぶ手続き中ですが、13日の定例会2日目に工事請負契約の議案を提出させていただきますので、よろしく申し上げます。

2点目は、三遠南信自動車道の佐久間道路、東栄インターチェンジから佐久間川合インターチェンジ間の6.9kmの開通についてであります。一昨日、3月2日土曜日に開通記念式典が浜松市で開催がされ、午後4時から一般開放がされました。当町には直接関係がないわけではありますが、道路網が整備されることにより、三遠南信地域の全体の活性化に寄与することを期待するものであります。

3点目は、ダイードリンコふるさとPR大賞の表彰についてであります。2月26日火曜日に役場委員会室で、ダイードリンコ日本の祭り「平成30年下期ふるさとPR大賞」の表彰式がありました。昨年度、三都橋の参候祭が「ダイードリンコ日本の祭り」に取り上げられました。その際に撮影したビデオレターCMが、全国50作品の中から「ふるさとPR大賞」に選ばれました。表彰式の様子はダイードリンコのホームページ「祭りチャンネル」に掲載されますので、ごらんいただくと良いと思います。

本日は、専決処分報告、農業委員の選任同意をはじめ、議案関係8件、条例関係5件、一般会計・特別会計の補正予算10件、一般会計をはじめ31年度当初予算12件、計35件を上程させていただきました。本会議及び委員会を通じまして、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げ、定例会初日の「行政報告」とさせていただきます。

引き続き、平成31年度「施政方針」について説明をさせていただきます。少々時間を長くいただきますので、御容赦願いますようよろしくお願いをいたします。

それでは始めに、本日平成31年3月議会定例会の開会にあたり、平成31年度の当初予算案並びに諸議案を上程をし、御審議をいただくことに先立ちまして、私の所信の一端と予算の大綱を説明申し上げます。我が国の中山間地域は、依然として少子高齢化が進み、著しい人口減少状態が続いております。設楽町もこうした状況が続いており、町の活力、元気が失われていくことで、町の将来展望に大変な危機感を持っております。町長として3期目に入り、将来の町の人たちの暮らしぶりを考えた時、以前に増して、安心安全はもとより幸せな生活を送るためには、どういう政策が必要かを皆さんと一緒に考え、真剣に議論をしながらその実現に向けて努力していかなければならないと考えています。こうしたことを踏まえ、平成31年度予算編成に取り組んだところでありますが、私の選挙公約である「安心して幸せに暮らせる明るいまちづくり」を実現するための、3期目における2年目の予算編成であり、ただいまからその内容を含め所信について申し述べます。

設楽町の人口は、本年3月1日時点で4,802人です。昨年と同じ日の人口から

130人減少しております。人口減少は依然として続いています。こうした状況の中でも、活力を維持しながらまちづくりを進めるための施策を展開していくことが、私に課せられた使命と捉え、「腹を据えてこれに立ち向かっていかなければならない。」と改めて責任の重大さを痛感しているところであります。この人口減少を少しでも食い止めるため、町外からの移住者を迎え入れるとともに、町内の若い人たちが今後ここに定住できるような環境整備を進め、あわせて小規模多機能自治組織の設立に向けた検討を進めながら人口確保を進めていくことを基本とし、引き続きその実現に力を注いでいく所存であります。以上を踏まえて、最初に町を取り巻く状況、続いて平成31年度当初予算編成方針、最後に平成31年度当初予算の概要等の順に申し上げます。

はじめに、町を取り巻く状況について申し上げます。平成30年12月に閣議決定された国の平成31年度予算編成の基本方針によりますと、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本的な考えのもと「人づくり革命と生産性革命に最優先で取り組むとともに、消費税率引き上げに伴う臨時・特別の措置を講ずる一方、新経済・財政再生計画に基づいて歳出改革等に取り組み、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進する。」とし、地方においても「国の取組みと基調を合わせ徹底した見直しを進める。」としています。同じく、平成30年12月に地方財政審議会が発表した「今後目指すべき地方財政の姿と平成31年度の地方財政への対応についての意見」によりますと、目指すべき地域の姿としましては、「住民に安心と安全、幸せをもたらす、社会の変化にも対応した活力あふれる持続可能な地域社会」としています。また、目指すべき地方財政の姿は、「持続可能な確固たる税財政基盤の構築」と「臨時財政対策債に依存しない地方財政の健全化」としています。そして、同じく昨年末に閣議決定された、平成31年度政府予算案における「地方財政対策」では、一般財源総額の確保と質の改善を図るとともに、幼児教育無償化及び自動車税環境性能割の臨時的軽減に係る財源の確保、防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策の推進に伴う事業の予算化などが示されました。一方、愛知県の平成31年度予算編成依命通達においては、歳入の大宗をなす法人税収入について、企業業績や通商問題等により慎重に見込まれていることから、依然として厳しい財政状況が続くため、真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本としています。目標としては、「ジブリパーク構想の推進」をメインとし、「中京大都市圏」をはじめとする12項目を掲げています。以上が、国・県の動向であり、こうしたことに注視するとともに、新たな政策や制度改正等に的確な対応が求められている状況です。

次に、平成31年度当初予算編成について申し上げます。地方分権時代における地方公共団体の行財政運営は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、町を取り巻く重要な政策課題にかかる財政需要はますます増大しているとの認識のもと、本町の今後の財政状況・課題は、1「町の歳入の半分近くを占める普通交付税については、人口減少に伴う算定額の減少及び合併特例期限の終了に伴う段階的な減少」、2「人口減少や少子高齢化などによる町税収入のさらなる減少」、3「下水道整備、ダム関連事業及び新斎苑場建設事業をはじめとする大型事業に係る建設費の財源確保及び維持管理費の増加」、4「公共施設の老朽化に伴う維持修繕費の増加」などが見込まれ、現在よりも厳しい財政運営を強いられると考えました。このような現状・今後の見通しを踏まえ、平

成31年度の予算編成の方向性としては、30年度に続き、1「設楽町の身の丈を意識し、最少の経費で最大の効果を挙げる事務執行」、2「選択と集中による事務事業の再編」を基本とすることとしました。具体的には、今後の財政見通しを勘案すれば、全ての事業の継続実施は不可能であり、限られた財源の中で効率的に住民要望に応じていくため、「前例踏襲からの脱却」、「住民ニーズを踏まえた事業の創設と廃止による再構築」、「自助・互助を補完する手段としての公助の役割分担の整理、成果重視の行政運営の推進」に重点を置くとともに、今後、町にとって必要かつ重要性をもつ大型事業の執行については、将来にわたる財政状況を見定めた上で、計画的かつ合理的な財政運営の基に進めることとしました。あわせて「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、将来の人口減少を食い止めるべく、移住定住者の確保策のほか、町独自の地方創生に係る施策を積極的に実施することとしました。

最後に、平成31年度当初予算の概要等について申し上げます。平成38年度までを計画期間とする第2次総合計画の将来像である「まちに活力・まちに愛着・まちに自信」の実現に向けて、各種施策を引き続き実施することとしています。具体的には、総合計画の中の「まちづくりの6つの行動指針」に沿った形で、平成31年度の主な事業等を説明いたします。

まず最初の「みんなが主役の全員協働のまちづくり」についてであります。これからのまちづくりは、多様な地域組織の活性化と連携、移住・定住対策による担い手の増加、人権尊重や協働の意識づくりを図っていく必要があります。そのためには、行政・議会だけでなく、住民や事業者などと一緒に全員協働の視点で取り組んでいくことが求められます。深刻な人口減少にありながらも、町自体が恒久的に存続していくため、引き続き、目標人口を見据え、地域組織と共に行財政改革を推進し、自治体としての基礎体力の強化を図ります。具体的には、地域住民との協働に重点を置き、地域ごとに立ち上がった移住定住推進組織と協力をして、引き続き、空家バンク事業や無料職業紹介所事業、移住者の受け入れ態勢を整えるなどの事業を進めていくとともに、関係機関と連携をして、移住・定住に力を注ぎます。あわせて新築家屋建築への助成も継続いたします。なお、これらの事業を進めていく上で、幅広い世代の住民の御意見等をお聞きし、その意見を集約しながら進めていくことが肝要であると考えますので、そのための話し合いや意見交換の場づくりを、積極的に設けていきたいと考えています。平成31年度から10年間を計画期間とする「第2次設楽町男女共同参画基本計画」に基づいて、行政と住民がさらなる連携のもと男女共同参画社会の実現を目指します。公共施設等総合管理計画に基づく施設類型ごとの個別計画案の策定を進めます。地域と密接な関係にある施設については、案を基に関係住民の皆さんの意見を伺いながら、最適な管理運営方法等を検討していきます。新地方公会計制度に基づいた決算を公表するとともに、その内容についての検証を進め、中長期的な財政見通しの元、さらに効率的な財政運営ができる仕組みを検討します。

2番目は、「森と水が生きる環境共生のまちづくり」についてであります。設楽町は、総面積の約9割を森林が占め、豊川、矢作川、天竜川の水源地域である「緑と水」に恵まれたまちです。この恵まれた自然環境は、生物多様性をもたらし、住民だけでなく町を訪れる人々へも安らぎや憩いの場を与えています。自然環境の保全や活用のさまざまな取組みを通じて、豊かな自然と共生しつつ、設楽町の魅力的な資源としてPRするとともに活用していきます。具体的には、森林

環境譲与税を活用した新たな森林管理システムの実現に向けて、森林所有者へのアンケート調査、森林の地図データの整備等を行うとともに、「設楽町森づくり基本計画」を見直します。また、林業の労働負担や素材の搬出コスト低減を図ることを目的とする「林業経営作業道開設補助金制度」や木材流通を促進するための「間伐材搬出事業補助金」を継続します。設楽ダムによる水力発電施設の構築とこれを利用した電力利用の具現化の検討を引き続き行います。これは、平成21年2月5日の設楽ダム建設同意協定の条件の一つとして、水力発電利用について町と国とで検討をし、実現化に向けて進めることに基づくものです。環境衛生対策としては、中田クリーンセンターのごみ焼却施設の老朽化に伴う新たな処理方式を引き続き検討します。また、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づいた、北設広域事務組合及び構成町村と新城市、豊川市及び蒲郡市との広域化運営については、引き続き協議を重ねていきます。

3番目は、「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」についてであります。設楽町は、農業、林業、水産業のほか、宿場町として商工業も発展した歴史があります。これらの地域産業を取り巻く環境は、時代の変化と少子高齢化や人口減少により厳しい状況となっておりますが、今後の町の産業振興のために、地域産業の活力を引き出し観光施策と連携させ、町全体の魅力と活力の増進を図ります。具体的には、町の南側玄関口である清崎地区で、観光交流の拠点施設として整備を進めております「道の駅清嶺（仮称）」の建設を本格的に着手します。着工は1年遅れましたが、平成33年春のオープンを目指し、後ほど説明をします「歴史民俗資料館（仮称）」と一体的な整備を進めます。これにより、町では3つの道の駅が整備されることとなり、豊根村の「グリーンポート宮嶋」、新城市の「もっくる新城」などと連携をし、さらなる観光客の誘致を目指し、奥三河地域の活性化に結びつけてまいります。地元産業の活性化につなげるため、町の特産品を活用したふるさと寄附、いわゆる「ふるさと納税」を継続します。引き続き、税制改正に基づいた運営を適切に行うとともに、インターネット等により全国へ設楽町の魅力を発信します。身近な自然の魅力を発信する場として、段戸裏谷原生林に、「きららの森ビジターセンター」、仮称であります。この整備を計画をしておりますので、その実現のため調査設計を基に施設の実設計に取りかかります。「観光まちづくり基本計画」に基づき、地域住民が主役となって進める観光施策を支援するとともに、引き続き町の魅力を町内外にPRしてまいります。あわせて観光行政の要となる「町観光協会」の組織の見直しを進めます。また、予算と直接関係はありませんが、「観光まちづくり」という観点から、将来出現する設楽ダムの湖面及び湖畔周辺等を観光資源として有効に活用できるよう、国、県の関係機関並びに下流の受益市と町の共同作業により、ダム湖周辺整備計画を基本とした各種構想の具現化を進めてまいります。地域活性化に向けた実効性のある企業支援としての「起業チャレンジ支援補助金制度」を継続するとともに、町商工会と連携して移住定住促進を図ります。地域おこし協力隊については、町内事業所の次世代継承を目的とした隊員、「道の駅清嶺（仮称）」の開業準備に携わる隊員、自らの提案事業を行う隊員を雇用し、多様な目的・視点により町の活性化に関わってもらおうこととしています。

4番目は、「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」についてです。少子高齢化による人口減少が進む中、平成27年度策定の「設楽町人口ビジョン」においては、2060年に人口3,000人の維持を目指しており、毎年10世帯の子育て世帯移住

者の確保を「設楽町総合戦略」の政策目標として掲げています。あわせて、今住んでいる町民が将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、また、定住人口の増加を目指して、道路網の整備促進をはじめとする生活環境や交通環境の整備を図ります。具体的には、引き続き、地域住民や消防団等と協力をして地域の防災力強化を図ります。平成29年7月の九州北部の集中豪雨による土砂災害、昨年7月の西日本を中心とした集中豪雨による土砂災害など、近年、集中豪雨による深刻な被害が全国各地で発生しています。また、平成28年熊本地震や昨年の北海道胆振東部地震など、どこで大規模地震が発生してもおかしくない状況であり、防災・減災への備えは以前にも増して急務となっています。このため、31年度においては、防災無線の移動系についてデジタル化等を図るとともに、愛知森林管理事務所が清崎地区に所有する土地を清嶺地区の防災拠点として整備するための準備を進めていきます。また、災害対応は住民の協力が不可欠でありますので、引き続き自主防災会が購入する防災資機材費用の補助と防災訓練の実施により、地域住民と協力しながら防災力の強化を図ります。住宅が集中する田口地区の公共下水道整備事業については、平成30年度に引き続き管渠工事を進めていきます。また、下水処理場の建設については、県代行制度により、平成30年度に県が工事発注をしており、平成33年4月の一部供用開始を目指して着実に事業を進めてまいります。老朽化が進んでいる清崎斎苑と津具斎苑については統合し、平成33年4月の供用開始を目指して、共同利用する豊根村及び根羽村と事業費等の調整を行いながら建設を進めていきます。平成31年度は、造成工事を実施、施設の建設については、設計施工の一括発注を予定しています。町営住宅については、杉平南住宅の建替完了をもってハード面での整備は一応終了しましたが、平成32年度から10年間の維持管理費のコスト削減と事業量の平準化を図ることを目的とした「町営住宅長寿命化計画」を策定します。平成30年に策定した「空家等対策計画」に基づき、町内に点在する管理されていない空家を対象として、倒壊やごみの放置などで周辺住民へ迷惑がかからないよう対策を進めます。水道事業については、引き続き田口地区の配水管更新工事を下水道事業の工程にあわせながら実施し、管路の耐震化を進めます。また、設楽ダム建設に伴い水没する国県道等の付替工事の進捗にあわせ、田口地区の導水管の移設を実施します。農業集落排水事業については、平成30年度を始期とする「農業集落排水事業最適整備構想」に基づき、31年度から津具地区の施設改築を県への委託事業により進めていきます。国県町道の整備については、住民の利便性向上、通行の安心・安全性の確保、ひいては産業の発展にも繋がることから、早期完成を目指して事業を推進します。国道257号、清崎地内の安沢の坂の登坂車線整備や、それに繋がるミニバイパスの整備の早期実現を引き続き県に働きかけます。また、国道420号の田峯バイパス、国道473号の月バイパスの工事進捗に協力していきます。町道については、適切な維持・管理に努めるとともに、井戸入中島線をはじめとする5路線の改良工事等を進めます。また、平成26年度に改訂した「橋梁長寿命化計画」に基づき橋梁の補修を計画的に進め、落橋などの事故を未然に防ぎます。児童生徒の通学路の安全対策については、通学路安全推進会議による合同点検結果に基づき、引き続きグリーンベルト、カーブミラーやグレーチング等を設置し安全確保を図ります。林道については、森林整備・林業経営の効率化を図るとともに、通行車両の安全を確保するため、引き続き、開設1路線、改良7路線、舗装5路線の整備を進めます。農道については、広域営農団地農道整備事業奥三河2

期地区の早期完成を目指して事業を推進するとともに、改良3路線、舗装2路線の整備を進めます。農業の基盤整備では、県営農地環境整備事業で老朽化した用排水路等の改修工事を川口地区及び田峯地区で引き続き進めます。

5番目は、「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」についてであります。子供から高齢者、障害者、これを支える家族のみんなが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子育て支援サービス、医療・介護サービス、障害福祉サービス、健康づくり支援等を充実させ、地域住民がお互いに支え合う地域づくりを進めます。具体的には、10月以降の幼児教育の無償化を進めるとともに、子育て世代が働きながら子供を安心して保育園に預けることができる体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた延長保育や子育て世代の悩みや相談に応えることができる仕組みづくりを目指します。あわせて、子どもセンターを子育て支援の拠点とし、町内全域における学童保育の運営を含めて多様な子育て支援サービスを展開いたします。つぐ診療所は、平成29年度から週5日の診療を開始しており、引き続き患者の症状やニーズに沿った診療を行うため、関係機関と連携しながら整形外科医師の診療や理学療法士によるリハビリ事業などを交えて、よりの確な医療サービスを提供してまいります。この地域の介護保険事業については、集落が点在する山間地である等の地理的条件から、採算性を確保することが難しい状況となっていますが、引き続き、町社会福祉協議会や明峰福祉会の介護保険事業の運営に対し必要な助成を行います。30年度から開始をした東三河広域連合による介護保険事業は、安定的な財政基盤の構築と広域的なサービスの拡充、さらに事務の効率化といった保険者統合の効果を十分に発揮できるよう、今後も8市町村が協力・連携して事業を運営していきます。国民健康保険事業は、平成30年度から愛知県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営、効率的な事業の確保等において中心的な役割を担い、町との共同運営という形態となりましたが、保険料の賦課徴収はこれまでとおり町が行いますので、地域性や被保険者の負担を考慮した、適切な保険料率の設定に努めながら事業を進めていきます。平成30年度から事業展開をしている「高齢者福祉計画」を引き続き推進します。計画で示された「健やかで安心して元気に暮らせるまち」の、この理念の基、設楽町版地域包括ケアシステムの実現を図ります。高齢者が常に健康であり続けられる環境を充実するためのケア体制や地域包括体制を向上させるとともに、ロコモ体操など、地域における介護予防活動を行うグループへの支援の強化、昨年度から開始した「認知症カフェ」をはじめとする語りと憩いの時間ができる場所の確保に取り組みます。「障害者計画」「第5期障害福祉計画・障害児福祉計画」も平成30年度から事業展開をしていますが、こちらも障害のある人が自立をし、平等に生活ができるよう、町民が共に支えあうまちづくりの理念の基、障害の有無にかかわらず、誰もが共に尊重をし、支え合って暮らしていくまちづくりの実現を目指します。その一環として、現在、保健福祉センターで運営している地域活動支援センターなどで要望や課題などを把握をし、そのニーズに応えられるようにするとともに、活動内容の充実を図ります。その他、就労支援施策についても、関係機関と連携を図りながら自立に向けた対応を継続していきます。「第2次健康づくり計画」、通称「いきいきしたら計画」と呼んでいますが、これに基づいて引き続き住民の健康増進に取り組むとともに、31年度を計画初年度とする「自殺対策計画」に基づく事業を展開することで、誰もが身体の健康のみならず、心の健康についても安心して暮らせるまちづくりを進め

ます。さらに、31年度から、より多くの町民が気軽に住民検診を受け、健康の意識を高めることができるよう、基本健診やがん検診に係る個人負担費用を年齢に関係なく無償化することとしました。あわせて、高校生以下の全ての子供のインフルエンザ予防接種の費用を平成30年度より無償化していますが、この施策をさらに拡充し、感染・蔓延防止への一体的な取組みとして、65歳以上の高齢者についても、インフルエンザ予防接種費用の全額を町が負担することとしました。また、平成24年度から町の独自施策として実施している高校生以下の子供の医療費無償化も継続して実施してまいります。

最後は、「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」についてであります。時代とともに急速に変化する町民の「学び」に関する環境とニーズに対応し、町民の皆が、豊かな人間性をはぐくみ、まちの未来を担う人材として活躍することができるよう、学び環境の構築や機会づくりを進めます。また、他市町村との交流をはじめ、国際交流を深めるとともに、自然環境の保全や地域文化を継承するための活動を支援します。具体的には、学校教育環境の充実のため、文部科学省が推進するICT環境の整備を進めます。内容としては、小中学校におけるWi-Fi環境とタブレット端末の整備を行い、児童・生徒が課題解決に向けた主体的・協働的・探究的な学びを補助するとともに、山間過疎地域の地理的環境に左右されない教育の質の確保を図ります。なお、31年度予算の事業ではありませんが、昨年夏の猛暑等、近年の厳しい気象条件による熱中症対策としての小中学校普通教室等エアコン設置事業については、30年度から繰越事業として、本年夏までに設置完了することとしております。また、これも直接予算とは関係ありませんが、町内小中学校の今後の体制については、昨年設置した「小中学校適正配置検討委員会」での意見を尊重しつつ、子育て世代を含めた住民の意見を伺いながら、子供たちにとって最善の教育環境が整備できるよう検討を継続してまいります。郡内唯一の高校である県立田口高等学校存続のための施策として、各種資格取得費助成制度を継続し、あわせて魅力化事業の支援等を進めることで、引き続き入学希望者の増加を目指します。また、同校の生徒や北設楽郡3校の中学生が、地元で働くことを具体的にイメージできる企業展として、引き続き「お仕事フェア」を同校で開催いたします。歴史民俗資料館（仮称）の整備を本格的に進めます。平成33年春の「道の駅清嶺（仮称）」と一体となったオープンを目指し、建築工事、外構工事、サインデザインの作成を計画的に進めます。建物の一部デザイン変更を行いました。町の印象を最初に形づくる場として、また、多くの町民が訪れ長く愛され続ける施設として、「記憶をつなぐ」、「地域をつなぐ」、「人をつなぐ」のコンセプトの具現化を目指して整備を進めてまいります。人材育成事業として実施をしております、中学3年生を対象とする海外派遣事業は、子供たちが自分の将来を含め町の未来を考える契機になることを期待をし、引き続きアメリカ合衆国イリノイ州アーリントンハイツに派遣をいたします。社会教育の一環として、スポーツを通じた町民の交流、健全な体力づくりと健康維持を図り、同時にこうした「にぎわいの場」の機会の提供を積極的に進めてまいります。

以上、新年度予算におけるまちづくり施策の一端を申し上げましたが、引き続き、町民の皆様とともに将来にわたって明るい希望が持てる地域社会の構築を目指すという決意の基、誠心誠意努力していく所存であります。どうか、議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬ御理解と御協力をお願いを申し上げ、私の施政

方針といたします。ありがとうございました。

なお、当初予算の詳細については、担当課長が説明をいたしますので御了承願いたいと思います。ありがとうございました。

議長 日程第6「教育方針説明」を行います。教育長から申し出がありましたので、これを許します。

教育長 おはようございます。町長の施政方針説明に続きまして、教育方針について主な事項について説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。教育に関する基本的な方針は、平成28年3月に制定しました教育大綱に示されているとおり「有意義な教育」、「楽しい学校生活」そして「たくましく、誇りを持ち、自信をもって社会に通用する子供」を育成するということでもあります。この教育大綱に示す基本方針に基づき平成31年度も引き続き、生涯学習、生涯スポーツの振興、学校教育の充実、青少年の健全育成、地域文化の継承などの施策を進めてまいります。全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育が受けられるようにするため、文部科学省が定めた基準である指導要領は、10年ごとに改訂されることになっており、平成32年度から新しい学習指導要領が実施されます。この新指導要領は「何を知っているか」でなく「知っていることを使ってどのように社会や世界と関わるか」という、活用を重視したもので、「生きる力の育成」、「道徳教育などによる豊かな心や健やかな体の育成」、国語、理数教育、伝統文化、道徳、体験活動、英語教育の充実などの「教育内容の改善」などが基本的な考え方となっています。現在、学校現場におきましては、小学校では、英語の授業時間数を増やす、特別の教科、道徳・総合的な学習の時間は、新しい指導要領によること。など、教科ごとの特例に従って、新しい指導要領への移行期間として、授業を進めているところでございます。設楽町としましては、このような状況の中、教育環境を整えて行くこととなりますが、まず、「デジタル教科書」が法律上、教科用図書として使用できるようになったことを受けまして、「デジタル教科書の活用を目的とするICT教育の充実」を目指すため、Wi-Fi環境とタブレット端末の整備を進めてまいります。社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の長時間勤務が課題となっており「学校における働き方改革」が進められていますが、働き方改革を進める際に必要な視点は「仕事を減らす」か、「効率をよくする」か、「人を増やす」かの3点が基本であるといわれております。「人を増やす」ということが解決の早道だとは思いますが、法律に基づく教職員定数の関係から、現実的には難しいことだと思います。したがって、多忙化解消の手立てとしては、「仕事を減らす」ことを中心に進める必要があるのではないかというふうに思っています。ただし、長い歴史の中で積み上げられてきたものですから、そう簡単にはいかないかもしれません。まず意識付けをすることが重要だと思っております。

教職員の多忙化解消については、文部科学省から平成31年1月25日付で通知があった「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」により、市町村には「公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等」の策定が求められていますので、その策定に向けて検討をしてまいります。休暇が取りにくい教職員の休暇取得促進のため、30年度に取り入れました、8月13日からの3日間の「学校閉庁日」については、31年度も同時期に実施してまいります。

学校安全衛生に関してましては、引き続き、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施して、メンタル不調による教職員の休職などの防止に努めてまいります。近年の教育行政では、体力の低下に対する対応、優れた芸術文化に触れる機会の確保、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの健康課題、家庭の教育力の向上、信頼される学校教育の確立、教職員の多忙化解消・資質向上など、多岐にわたる課題が指摘されおり、このうち「いじめ」や「不登校」につきましては「いつでも、どの子ども、どこの学校でも起こりうる」ということを常に認識し、「設楽町いじめ防止基本方針」に基づき設置した、専門家の委員による「設楽町いじめ対策委員会」や学校長らで構成される「設楽町いじめ防止対策協議会」などととも、その予防と重要問題対策について、引き続き推進してまいります。

特別な支援を要する児童生徒のために「特別支援教育支援員」の配置を充実させるとともに、新たな指導要領の導入に必要な事務の推進や、道徳や英語の教科化への対応として、外国語指導助手の複数配置も引き続き実施してまいります。

現在、昨年1月に厚生労働省から示された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」により、また、文部科学省でも「学校における働き方改革に関する緊急対策」の中で「通学路の安全確保」、「学校給食費などの学校徴収金」、「必要性の薄い統計調査」、「適切な活動時間による部活動、勤務時間管理」のほか、「学校行事」、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」などが対策案として示されていますので、できる限り対策を講じていきたいと思っています。

この他、昨年8月下旬の台風の襲来により、最近には珍しい長い時間の停電があったのは御承知かと思いますが、学校でも授業がままならない状況になりました。学校給食に影響がありまして、長時間の停電により調理場に設置してあります、冷凍庫に保管してある給食用の食材を廃棄しなければならないという状況が発生いたしました。これを教訓にしまして、31年度に調理場に発動発電機を設置することを検討しておりましたが、災害はいつ発生するかわからないという執行部の理解を得まして、30年度に設置することができました。また、この時には停電により調理場が使用できなくなるといったことがありましたので、31年度予算において、児童生徒一人あたり3日分の給食がカバーできるよう、緊急時用の非常食を配備することといたします。

最後に、昨年度の施政方針で、近い将来を見据えた教育方針を見直すために、平成30年度中に、教育委員会の附属機関に準じる組織として「設楽町立小中学校適正配置検討委員会」を立ち上げ、児童生徒の減少に伴う学校生活や学校運営、施設整備などに対する諸問題を調査しながら、よりよい学校のあり方についての提言書の作成を進めていく、という説明をさせていただきましたが、平成30年7月に「設楽町立小中学校適正配置検討委員会設置要綱」を制定いたしました。幼児、小中学校の児童生徒の保護者の方を中心に学校、地域、民生委員を含む、20名の委員をもって、第1回目の会合を10月25日に開きました。第1回目は、設置の趣旨や目的など、委員の皆様の役割についてなどを中心に説明をさせていただきました。今後の審議に対する共通理解が得られました。第2回目を、31年1月29日に開きました。この日は、前回の会議で、町民の意向を確認すべき、ということからアンケート調査を行うということとされましたので、その案を議題にして、練っていただき、実施することといたしました。現在、その調査を実施するために、最終案の調整を行っていきまして、調整ができ次第、実施する予定となっています。

来年度は、このアンケート調査の結果をまとめ、委員会としての提言書が作成できるよう進めてまいります。

教育全般につきましては、大変厳しい状況になっていくことが予想されますが、私たちは、設楽町の宝である子供たちの健やかな成長を願い、地域や学校と連携して、また、町当局と協議・調整を重ねながら、課題の解消に向けて教育行政を運営してまいりたいと考えております。同じ思いで、日頃の議員活動に取り組みたいと考える議員各位には、さらなる教育行政への格段の御理解と御協力をお願いを申しあげまして、説明といたします。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、10時15分までとします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第7、報告第2号「専決処分報告について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 それでは報告第2号「専決処分報告について」、地方自治法第180条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり2月14日に専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。この専決処分につきましては、平成30年6月19日に議会の議決を得ました、町営杉平南住宅建設工事に係る契約事項について、設楽町長の専決事項の指定第1項に該当する3,000千円以下の契約金額の一部変更が生じたので、このたび専決処分したものであります。具体的な変更内容としましては、第1点目は基礎掘削を行った際、コンクリート類、木くず、廃材等の地中埋設物が判明したため、撤去及び処分費を追加すること。2点目は地下水が湧き出たため水替えを追加したことにより、当初の契約金額183,600千円から184,514,760円に914,760円増額する変更であります。なお、これ以外の変更内容についての事項はありませんが、工期を10日間延長し、3月25日までとしています。以上で説明を終わります。

議長 報告の説明がありました。報告第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

2今泉 変更届の914,760円って今聞きましたが、これは一般廃棄物かそれとも産業廃棄物だったのか、お聞きしたいのですが。

建設課長 今回発生しました、基礎掘削の時に発生しましたコンクリート類ですとかプラスチック類ですとか木くず類、混合廃棄物ですね、これ、廃タイヤが中から出てきたということで、廃タイヤでございますけれども、それは建築の現場から出たということで産業廃棄物として処理をしております。以上です。

2今泉 そうすると、産業廃棄物になると思いますが、この関係について廃棄物処理法違反に該当しないかお聞きしたいんですが。

建設課長 この埋設された年がいつ頃なのかとかわからないもので、この前の建てた住宅が昭和47年の建築の住宅が建っていて、その下に埋まっていたということで、今回はそのような法律には特には関連しないということで処理をさせていただきました。以上です。

議長 ほかにありませんか。
（なし）

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。報告第2号は、終わりました。

議長 日程第8、同意第1号「設楽町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第1号「設楽町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」、本議案は、現委員の任期が本年3月31日で満了することに伴い、下記に記載する推薦及び募集に応じた佐々木すゑのさんをはじめ8名の候補者を農業委員会委員に任命したいもので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。各委員候補者の生年月日、住所等は議案に掲載するとおりでありまして、8名のうち現在農地利用最適化推進委員である後藤峯樹さんを除く7名の方は、いずれも再任の農業委員会委員であります。なお、任期は同法律第10条第1項の規定により3年であります。よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

7熊谷 大変御苦勞のことだが、ただね、今の時代、大変難しい時代になって、この生年月日、こうやって載せるのはどうかと。これ、生年月日は必要ないような気がするんですが、載せるならね、年齢を入れるとか、それからもう1個わからないのは、新たに選ばれた人なのか、そのへんを、新人なのか、継続なのかね、そのへんのようなやり方のほうがいいではないかと思うのですが、今の時代、この生年月日とね、信賴の問題がおきないように配慮をする必要があるかと思うんですね。いかがですか。

副町長 年齢につきましては、この件だけでなくです、同意を求める人事案件についてはこれからも随時出てきますので、それらを合わせて一度考えさせていただきます。

それから、8名の方については先ほど説明しましたけど、後藤峯樹さん以外は再任の方です。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。同意第1号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第1号は、同意することに決定しました。

議長 日程第9、同意第2号「設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第2号「設楽町段嶺財産区管理会委員の選任について」、下記に記載する熊谷久司さんを設楽町段嶺財産区管理会委員に選任したいので、設楽町財産区管理会条例第3条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。熊谷久司さんは、長年営林署に勤務され森林に対する執権及び技術を有しておら

れます。なお、同条例第3条第1項の委員の住所要件は満たしています。本議案は、前任の原井正委員の辞職に伴い、補充選任する必要が生じたため、議会の同意を得て選任するものです。任期は選任の日から平成33年11月8日までで、同条例第3項の規定により前任者の残任期間であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。同意第2号の採決をします。

採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第2号は、同意することに決定しました。

議長 日程第10、議案第2号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第2号「設楽町過疎地域自立促進計画の変更について」、別紙のとおり市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の準用規定により、計画策定と同様に議会の議決を求めるものであります。変更内容につきましては、事業を追加するものでありまして、詳細については37ページの、右肩に設楽町37と書いてあるページです。37ページの7「教育の振興」、(2)学校教育の対策において、ここで赤字で示す部分でありまして、町内小中学校の空調設備の整備に係る記述文を追加記載するとともに、その下の中段の事業計画の表、(1)「学校教育関連施設」に各小中学校に係る空調施設整備事業を登載するものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 赤字のところは、設楽町26のところにも1つあるんですが、瀬沢線、これは訂正だけでしょうかね。

企画ダム対策課長 この瀬沢線の記載につきましては、路線名の修正ということで軽微な変更にあたるものでございますが、国、県への提出資料が軽微な変更につきましても一緒に提出するというので、このような形で添付させていただいておりますので御了承ください。

議長 ほかにありませんか。

7 熊谷 この中に、川入線の開設というのはあれかな。栗島、三都橋の線のことかな。ダム関連事業があつて。もしそれだとすると、この川入線は当時確かに町へ申し入れがあるということは承知しているんですが、今、これはね、廃止をしてほしいというような意見を聞いているんですが、そのへんはどうなっているんですかね。

企画ダム対策課長 今回は、記載等で変更が必要な箇所につきまして議会の議決を得るものでございまして、その他の変更してないものにつきましては、このとおりの記載になっておりますので御承知置きください。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。議案第2号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第2号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第11、議案第3号「設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の委託について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第3号「設楽町つぐ診療所で行う理学療法に関する事務の委託について」、本議案は普通地方公共団体間における事務の委託、受託に関するもので、つぐ診療所で行う週1回の理学療法に関する事務の管理及び執行を東栄町に委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり規約を定め、同条第3項の準用規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、事務手続きにつきましては、各々、普通地方公共団体の議会における議決後、規約を告示するとともに、愛知県知事に届け出るものであります。規約の詳細につきましては、津具総合支所長から説明します。

津具総合支所長 それでは、つぐ診療所で行う理学療法に係る事務の委託に関する規約ということで説明をいたします。理学療法につきましては、ただいまつぐ診療所のほうで東栄町との間に委託契約書により、理学療法のリハビリ訓練が行われております。その方法についてですけれども、先ほど副町長のほうから説明がありましたように、その委託を、契約をしておりますけれども、正式な方法といいますか、その方法としまして地方自治法の252条の14項に規定する事務の委託ということで、お互い規約をもって実施をするということでございます。規約の中ですけれども、1条から9条までありますけれども、1条については理学療法に関するものを東栄町に委託することが載してあります。2条については理学療法の定義を定めております。3条については委託した事務業務の従事の内容が定めてあります。4条については費用の負担または支払いの方法が定めてあります。というように、今8条については必要に応じて連絡会議を開催することができるというような内容となっておりますけれども、今後についてはですね、委託契約でやっておったわけですが、その正式な、正式なというかですね、形としましてお互いに規約を持って理学療法のリハビリ行為を実施するということでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 お願いします。きちんとした契約を、委託契約を結んでやるということについては何の反対もないんですが、委託先についてですが、東栄町ということになっているんですが、例えば足助病院とかそういうような案は出てこなかったのでしょうか。なぜこういうことを聞くかといいますと、介護予防では特に津具地域では足助病院の理学療法の方々が長い間貢献していただいて、実績も上がっているんですね。健康状態が維持されているとか、そういう実績も上がっていて、学術論文として発表等もされていますので、足助病院との繋がりは深いのではないかなと思ってお聞きします。

副町長 東栄町の東栄病院も足助病院もあるわけですが、従来から連続して東栄病院のほうから理学療法士を派遣してきていただいていたので、東栄町に委託するという形にさせていただいてます。ただ、この規約については、先ほど支所長のほうから申しましたように、業務委託という形で行ってききましたが、やはり東栄町が民間から公営病院になりましたので、この際きちっと地方自治法に基づく手続きによって理学療法士を設楽町のほうに来ていただいて、週1回の業務を行っていくという形で今回このような議案とさせていただきました。

5 金田 特に診療所のほうからとか、住民の皆さんのほうからこの先生に来てほしいとか、そういうようなお話はなかったわけですね。従来どおり、さっき施政方針とかでも従来どおりっていう考え方じゃなくって、ニーズに従ってっていうお話があったので、ちょっと伺います。

副町長 別段、従来どおりが悪いとは思ってませんが、当然、診療所の医師の判断の下で行ってますので、御理解ください。

議長 ほかにありませんか。

町民課長 すみません。正式な手続きということで、ちょっと補足します。労働者派遣法ですね、東栄病院のほうから医師と理学療法士の先生が派遣されておったわけなんですけど、労働者派遣法でいうと、医師とか理学療法士の派遣はちょっとまずいお話で、ただし医師に関してはへき地医療の場合はOKですという内容で、いままでどおり医師のほうは派遣をしていただいております。ただし理学療法士の先生は、ちょっとその法に抵触するので、東栄町と設楽町の委託という形で今回正式な手続きをするという、そういうことです。

議長 ほかにありませんか。

10 田中 7条の関係で質問したいんですが、東栄町から来ていただいてリハビリをやっていたんですが、そのときに事故がおきて損害を与えた場合には、設楽町が賠償の責任を負うと、こうなっているんですが、これでいいんでしょうか。

津具総合支所長 こちらのほうで委託をして、例えばつぐ診療所で事故があった場合は診療所でおきたことということでございますので、診療所のほうというか、町のほうで責任を負うということでございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第3号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、議案第4号「田原市ふれあいの館及びふれあいの里パターゴルフ場管理運営に関する委託事務の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第4号「田原市ふれあいの館及びふれあいの里パターゴルフ場管理運営に関する委託事務の変更について」、本議案は田原市ふれあいの里パターゴルフ

場が本年3月31日で廃止されることに伴い、現在田原市から委託されていますパターゴルフ場の管理事務を規約から削除するため、地方自治法第252条の14第2項の規定により、別紙の変更規約を協議し、先ほどの議案第3号のつぐ診療所の理学療法と同様、同条第3項の準用規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。規約の変更内容については、新旧対照表を見ていただき、廃止するふれあいの里パターゴルフ場に係る規定について規約の題名及び第1条から削るものであります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第4号の採決をします。

採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、議案第5号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第5号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、本議案は平成31年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合が脱退することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、規約の変更について協議する必要があるため、同法第290条の規定に基づき、構成地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。規約の変更内容につきましては新旧対照表を見ていただいて、新旧対照表における別表第1及び別表第2の選挙区3区の項から、常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を削る改正であります。附則としまして、第1項の施行日は平成31年4月1日であります。第2項の別表第2、議員の選挙区に係る改正規定は施行日以後最初の議員の一般選挙から適用される経過措置であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第5号の採決をします。

採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、議案第6号「新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第6号「新城北設楽交通災害共済組合規約の変更について」、本議案は新城北設楽交通災害共済組合の事務所を移転することに伴い、地方自治法第286条第2項の規定により、同組合規約の変更について協議する必要があるため、同法第290条の規定により構成地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。変更内容は、第4条中の事務所の位置を新城市字東入船115番地に改めるもので、附則としまして変更規約の施行日は構成地方公共団体における協議が整った日であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第6号の採決をします。採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、議案第7号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第7号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正内容は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の国の業務拡大に伴い、国の財源措置である農地利用最適化交付金を活用し、交付金の範囲内での活動、成果実績に応じた上乘せ方針について定める改正であります。改正内容は報酬の金額を規定する別表に備考としまして、現行の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員報酬のほかに、成果に応じて557,334円を超えない範囲で年額報酬を加算する規定を追加するものであります。施行日は平成31年4月1日です。なお、報酬の支給の詳細につきましては、規則を定め執行しますが、国の交付金要綱や支給に対することにつきましては、産業課長のほうから説明します。

産業課長 内容について説明させていただきます。法改正により、農業委員あるいは農地利用最適化推進委員に農地利用の最適化という事務が求められております。それに対する上積みの報酬が支払えるようにするという改正になっておりまして、で、その上積みの上限額を今回条例の方にあげさせていただきました。その内訳ですが、今度追加で交付する内容については2種類の報酬で計算がされます。活動実績、これ活動した日数による実績、それから成果実績ということで、特に農地利用の最適化に対してポイントって言いますか、点数で計算をいたしまして、で、点数の高い方には多く支給ができるという規定に、国の方の規定はそ

のような形になっております。で、計算式がありまして、活動実績のほうはお一方1ヶ月6,000円が上限と、それから成果実績の方は1人あたりですけれども、成果によって14,000円が基本であります。先ほど言いました点数によって、計算で、これ、最高で約2.9倍くらいの計算になります。で、最高、いずれもが最高で計算した場合の上限が一人あたり557,334円という計算になります。ただしですね、実際には成果実績というのは、なかなか計りづらいところもあります。それからケースバイケースでまた成果が上がる場合、頑張っても上がらない場合もありますので、そのへんを状況を見ながら運用のほうはさせていただきますけれども、満額の場合でも支給ができるという内容で条例のほうは改正をさせていただきますと思います。以上、よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第7号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第7号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第16、議案第8号「設楽町森づくり基金条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第8号「設楽町森づくり基金条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本議案は、平成31年度から交付される森林環境譲与税のうち当該年度の事業に要する費用に充当できなかった分を基金に積み立て、後年度の事業費用に充当、留保するため、基金の設置及び管理に関する事項を定め、新たな基金を平成31年4月1日に創設するものであります。なお、国民に課せられる森林環境税は、平成36年度から徴収されることとなります。条例の内容については産業課長のほうから説明します。

産業課長 めくっていただきますと、基金条例添付してございます。内容的には、特に特別なところはございません。特に第2条を見ていただきますと、最後のほうですね、「森林環境譲与税をもって充てる。」ということで、当該年度に使い切れなかった譲与税について、基金に積み立てるという内容になっております。で、第4条で、「基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。」、それから次の5条にいきまして、「基金は、森林の整備及びその促進に関する施策の実施を図るための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。」ということで、森林関係の事業に活用するという内容であります。以上、よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第8号の質疑を行います。質疑はありませんか。

7熊谷 第4条のですね、頭、これ利息かなと思うんですが、基金の運用から生じる収益というのは何を指しているのかな。

産業課長 はい、おっしゃるとおり利息を想定しております。

議長 ほかにありませんか。

5金田 確認ですが、この使われなかった部分が基金として残るってことはわか

るんですが、その前にその事業を推進していく森づくり譲与税を活用する事業の根拠計画とか、根拠規定とかそういうものは何ですか。

産業課長 森林環境税のほうで、そういう森林に使うというふうに、森林の整備に使うというふうになっておりました、その使い道については設楽町の予算のほうに計上して使わせていただきます。譲与税は、いただく方の譲与税なんですけれども、お支払いいただくほうは森林環境税という形で36年から徴収することになって、そちらのほうも法律で定められております。

5 金田 質問の意図が伝わってなかったの、私たちが払うほうのことじゃなくて、環境譲与税をもらうじゃないですか、町、その譲与税を活用して事業を行うわけですよね。そのときに使わなかったものが基金として積み立てられるんですよ。それでいいですか。そのときの、じゃあ、譲与税を活用するっていう事業を施策として毎年あげてくるだけ、その基になるものは何ですか。何か基本計画とかが、さっきちょっと施政方針でちらっと出たのかなという気もするんですが、ちょっと確認です。

産業課長 でですね、まず森林環境税をいただくにあたって、その税金は森林環境の整備に充てるというふうになっております。で、それを使うにあたっては市町村が使うにあたって譲与税という形でいただきます。で、大元の森林環境税のほうで、これは森林整備の目的のために使うというふうに決められております。で、譲与税、町村からいうと譲与税でいただくわけですが、それを、で、特にその使い道についての計画といったものは持ってはおりません。特に定める必要も決まってる状態ですので、それについては予算書の中で計上させていただいて、町として使っていくという形になります。

議長 ほかにありませんか。

9 山口 3条と4条について、ちょっと質問いたしますけど、有価証券に代えることができるという記載と、収益は基金に繰り入れるということですが、有価証券、必ず利益が出るものか。また、有価証券、何を対象にしておるか、ちょっとこの文言ではわかりませんが、もっとも確実かつ有利だということとはわかるんですけど、そのへん、収益、もし赤字になったときはこっから減額してもかまわないという捉え方でよろしいでしょうか。

産業課長 場合によってはこういう運用もできるという意味であげさせていただいておりますけれども、現実的には、銀行への預金、場合によっては定期預金に入れる場合もありますけれども。ですので、なかなかそういう有価証券の価値による変動というのは、今のところ設楽町ではあまり、あまりですかね、運用はないかと思っております。お願いします。

9 山口 文言でこう記載されておりますと、ややもすると株が上がるぞというような情報を得ながら購入し、目算が誤ったということで減額も可能であるという条例でありますので、そのへん、これを活字にしちゃうと使えますよというふうに捉えられるんじゃないかと思っておりますので、ちょっと心配をいたしました。慎重に対応をしていただければと思います。ほかにいろいろな買ってはいけないものとかいうほかの条例があると思っておりますので、そのへん見ながら慎重に対応していただければと思います。

議長 ほかにありませんか。

1 加藤 先ほどの質問と関連するかもわかりませんが、森林環境譲与税はどのぐらいの見込額なのか。それから、森林環境を整備するところは設楽町にいっぱいある

と思うわけですが、計画がなくてそのお金が余るというふうな理解を、私してしまっただけですが、計画をきちんと立てて単年度執行というふうな形でお金が貯まっていくような状況を作ることがよいのかどうかというのは、ちょっと疑問に思っているのですが、どうでしょうか。

産業課長 譲与税の金額ですけれども、新年度、来年度については28,000千円を計上させていただきました。で、その計画というあたりですけれども、まず、基本的に今までの森林に対する整備の何らかの事業があるものについては、そちらのほうの、今まである制度については、その制度のほうを優先しなさいと。新たに森林整備として行う事業について譲与税を活用しなさいと。で、活用の仕方については、それぞれの市町村で考えなさいっていうあたりが基本になっております。という中で、今、愛知県ですと森と緑づくり税の関係がありまして、また奥地ですとか、そういったところの間伐等もそれで行っておるので、それとの、事業とのすみ分けを考えながらですね、これから、これからといいますか、制度設計を関係者と詰めていくという状況にあります。で、来年度については、そういった意味も含めて、森づくり計画の改定、それからそういった新しい森林環境整備の進め方を検討するためのアンケートそれからGIS、そういう地図情報の整備、そういったものに活用しながら、今後の方策についてもあわせて詰めていくという計画でおります。以上、よろしくお願ひします。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。議案第8号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第17、議案第9号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第9号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本議案は、教員住宅の用途廃止及び先ほどの議案第4号の規約変更で説明しました田原市パターゴルフ場の町への譲渡に伴う改正であります。詳細は別表の規定から設楽町教員住宅を削り、つぐ高原グリーンパークのふれあいの里施設の項にパターゴルフ場の使用料を追加する改正であります。条例の施行日は、平成31年4月1日です。なお、このパターゴルフ場は、つぐ高原グリーンパーク利用者の集客、活動の場として必要な施設であり、最近3年間の利用実績としましては年々減ってはいるものの、年平均1,272人、約482千円の収入であります。町への移管に際しましては、現在傷んでいるホールについて、田原市で全面修繕のうえ譲渡されることとなります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第9号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第18、議案第10号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第10号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。改正理由としましては、国民健康保険法施行例の一部改正に伴うものであります。改正内容としまして2点ありまして、第1点目は国民健康保険料の基礎課税額に係る賦課限度額の引き上げ、2点目は低所得者に係る国民健康保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる判定所得の基準を引き上げる改正であります。具体的な内容を説明しますと、第21条及び第33条第1項の改正規定は、賦課限度額を58万円から61万円に3万円引き上げる改正であります。次に、第33条第1項第2号の改正規定は、5割軽減の対象世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を27.5万円から28万円に引上げ、同項第3号は2割軽減の算定に係る規定でありまして、5割軽減と同様、被保険者の数に乗すべき金額を現行の50万円から51万円に引き上げるものであります。第33条第4項及び第5項は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する規定でありまして、それぞれ読み替え規定における賦課限度額を61万円に改正するものであります。なお、施行期日は平成31年4月1日であり、第2条は改正に係る経過措置であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第10号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第10号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第19、議案第11号「設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第11号「設楽町つぐ高原グリーンパーク条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。本議案は、議案第9号で説明しましたように、田原市ふれあいの里パターゴルフ場が本年3月31日に廃止され、当該施設を設楽町に譲渡されることにより、別表のふれあいの里施設のほうにパターゴルフ場を追加するとともに、観光施設の項の遊具の撤去に伴い別表から削る改正であります。施行日は平成31年4月1日であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第11号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第11号を総務建設委員会

に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第11号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第20、議案第12号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第6号)」から日程第29、議案第21号「平成30年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第12号から議案第21号まで一括で説明させていただきます。議案第12号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第6号)」について、今回の補正は、歳入歳出それぞれ351,147千円を減額し、予算総額を6,669,331千円とするものであります。第2条の継続費については、5ページの第2表に記載する仮称ではありますが、道の駅清嶺及び歴史民俗資料館建設事業の補正に係るもので、補正前の欄は12月補正予算時の継続費でありまして、補正後の平成30年度の年割額は、それぞれ3月補正後の現年度予算額で、31、32年度の額は、平成31年度当初予算に計上した継続費の年割額であります。事業費の総額については、先の議会全員協議会で説明した額とは一致しませんが、それは設計見直しによる入札執行前の事業費に基づき、継続費に係る31、32年度の年割額を計上してありますので、継続費に含む各事業の落札額及び年度執行割合に基づき、次年度以降も必要に応じて継続費補正を計上することがありますので、御承知置きください。第3条の繰越明許費については、6ページの第3表をお願いします。事業名欄に記載する12件の事業は、それぞれ年度内に事業が完了できないと見込まれるもので、総額は391,357千円であります。本議会の議決を経て、平成31年度へ繰り越して執行させていただくものであります。それぞれ具体的に説明しますと、地籍調査事業は、前年度と同様に国の第2次補正予算を踏まえ、31年度の実施予定分の一部を30年度補正予算に計上し、また選挙関係2件は、選挙事務が30、31の2年度にまたぐため、県議選の執行経費の全額を補正予算に計上し、30年度予算を加えて全額を次年度へ繰り越すとともに、町議選のポスター掲示板借上料もあわせて繰り越すものであります。簡易水道特別会計と公共下水道特別会計の操出金は、道路占用許可申請に不測の日時を要したため、工事着手が遅れるとともに、水道、下水道間の工程調整を要し、年度内完了が困難になったことにより、工期を調整し、31年度に繰り越して執行する費用であります。農業費の経営体育成支援事業は、昨年9月の台風24号におけるパイプハウス被害に対する農業者支援で、国への補助申請から交付決定、実施までに時間を要することから次年度へ繰り越すものであります。次に、道路関係としまして、町道笹平奴田小松線改良事業は、県道坂宇場津具設楽線の台風被害による崩壊のため、盛土の資材運搬に係る県道の開放が2月上旬となり、施行に不測の日数を要してあります。町道田内清崎線改良事業は、県代行道路工事とあわせて工事調整をしており、代行道路の繰越施行に伴うものであります。町道黒倉神田線改良事業は、大型ブロック積み擁壁は二次製品でありまして、工場製作に日数を要していることであります。橋梁修繕事業は、呼間橋の修繕に係り、定期バス路線との調整を行った結果、通行に支障をきたさない施行方法の検討に時間を要し、橋梁修繕工事の繰越施工に伴い、積算監督業務もあわせて繰り越すものであります。町道名倉津具線災害復旧事業は、近隣の森林施業の集材及び搬出に伴う作業期間の確保のため、2ヶ月程度の工程調整を

要している状況であります。最後に消防団救助用資器材等購入事業は、国の第二次補正予算に基づき、今回3月補正に計上したため、全額を次年度に繰り越すものであります。詳細な内容は歳出で説明します。第4条の地方債の補正については、7ページの第4表をお願いします。今回の地方債補正は事業費の確定によるもので、歳入補正の各区分に係る地方債補正後の額を限度額の一覧表として計上し、限度額に係る補正合計額は補正前と比較して99,309千円の減額であります。主な補正は歳入の町債で説明します。

それでは歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書20ページ、21ページをお願いします。今回の補正予算は、給与費、事業費の確定、契約残などを含め実績見込みによる構成減がほとんどでありますので、詳細な説明は省略し、増額補正を中心に説明させていただきます。2款総務費1項2目財産管理費の19節は、旧矢崎部品の社員寮の入居世帯が8割以上であったため、空き室に係る共益費の負担が不要となりまして、全額を皆減したものであります。23ページ、3目電子計算費から5目企画費までは、いずれも額の確定であります。5目企画費は台風により2団体の町内イベント及び蒲郡設楽交流事業の中止や2019年のWRC誘致が見送りとなったことに伴い、イベント補助金ほか関係する費用を減額しています。6目移住定住推進費は、地域おこし協力隊員に係る予算ですが、隊員の退職、採用等の異動時期による任用期間の月数の現に基づき報酬をはじめ関係する予算を減額しています。そのほかはいずれも執行に伴う額の確定により所要額を減額しています。なかでも大きな減額は、若者住宅新築補助金20,000千円と修学資金・後継者育成基金の貸付金7,080千円であります。27ページ、9目地籍調査費は国の二次補正に基づき31年度の事業費の一部を繰り上げて所要額を計上しています。4項選挙費3目愛知県議会議員一般選挙費は、4月7日の執行で年度をまたぐ選挙事務であることから新年度予算に計上予定でありましたが、その選挙執行費用を3月補正予算に計上し、30年度現予算額とあわせて全額を繰り越すものであります。31ページ、7項交通対策費2目公共交通費は、郡公共交通活性化協議会負担金に係る津具線の運賃収入の減による補助金の増額及び田口新城線に係る生活交通路線維持費補助金についても同様に収支不足による補助金の増であります。一方、過疎地域有償輸送事業費補助金は、乗車利用者の増加に伴い運転手の報酬、事務手数料の分が増額となって事業効果が向上しているものと考えられます。町民課の所管の福祉移送サービス事業委託料及び高齢者福祉タクシー運行補助金は、利用者の減に伴う所要額の減額であります。33ページ、3款民生費1項3目老人福祉費の介護職資格取得支援事業補助金は、資格取得者がいなかったことにより皆減であります。4目介護保険料は、東三河広域連合へ保険者統合をした1年目であり、当初見込んだ介護給付費より高い実績数値を示されていることから、東三河広域連合から通知されました負担金額を7,705千円追加するもので、そのほかは事業費の確定によるものです。5目やすらぎの里費は、入所者の大幅減に基づくものであります。6目地域活動支援センター費は、通所人数の減に伴う作業賃金の減額です。7目国民健康保険費及び35ページ8目後期高齢者医療保険費の保険基盤安定分は、県から示された額の確定による補正でありまして、国保の出産育児一時金は法定繰入制度に基づき3分の2に該当する所要額の補正であります。また、後期高齢者医療保険の療養給付費負担金は、平成29年度負担金の精算に伴う追加交付でありまして、この財源が確保されたことにより、当該費用を操出金から減ずる補正であります。37ページ、4款衛生費

1項1目保健衛生総務費及び2目予防費は、実績見込みに伴うものであります。5目斎苑費は、用地取得の遅れにより敷地造成工事を次年度へ見送ったものの、敷地造成変更設計委託及び用地取得が整った後の立木伐採搬出に要した18,120千円を除いた額を当初予算から減額するものであります。39ページ、6目簡易水道費は、特別会計の配水管更新工事の増額及び歳入歳出補正額を調整する額を操出金として増額するものであります。2項清掃費1目清掃総務費の北設広域事務組合負担金は、組合の執行状況見込みから提示されました負担金額に基づき減額するものであります。5款農林水産業費1項農業費2目農業振興費の道の駅に係る地域おこし協力隊については、採用が当初予定より遅れた3ヶ月分に係る減額でありまして、道の駅の事業費については、建築工事を除く未執行分の委託料及び工事請負費を全額減額するものであります。41ページ5目農業集落排水費は特別会計の執行状況に基づく歳入歳出補正額の調整額を操出金として減額するものであります。43ページ6款商工費1項4目観光施設管理費のグリーンメッセージ管理委託料は、実績見込みより減額し、歳入における田原市からの管理受託料も同額を減額する補正であります。7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費及び3目道路改築費のほとんどは、それぞれ業務量の確定に伴い減額するものであります。45ページ3目道路改築費の15節工事請負費の50,750千円の減額は、町道笹平奴田小松線改良工事及び町道田峯東区田内線改良工事において、補助対象事業費の大幅な減額により事業量を減少調整のうえ執行したことによるものです。17節公有財産購入費は、国県道及び代行町道2路線に係るものの確定により、22節物件等移転補償費は、立木補償や支障電柱移転費の減によるものです。28節操出金は、町道田峯東区田内線及び町道知生町有林線の事業に伴う水道管布設工事費の減額に伴う簡易水道特別会計への減額であります。47ページ、8款消防費1項1目常備消防費19節の新城市消防本部広域消防事務組合負担金は、本年度負担金額に前年度精算分を加えて額が確定し、新城市から通知された額に伴う増額であります。3目消防施設費の18節の備品費は、国の第二次補正の防災減災国土強靱化のための三ヶ年緊急対策により、消防団を中核とした地域防災力強化に関する法律に基づく装備基準に該当する資機材を補助対象設備として整備するものでありまして、財源は3分の1は国庫補助金、残りの3分の2は特別交付税措置が講じられる予定であります。具体的には、携帯型無線機は本部及び分団幹部職員に44台、油圧切断機は各分団1台で4台、エンジンカッター、チェーンソー及びレスキュージャッキは分団車両分として、それぞれ23台を配備するものであります。49ページ、4目災害対策費は、いずれも補助申請がありませんでしたので、皆減するものです。9款教育費1項教育総務費2目事務局費から51ページの3項中学校費までは、いずれも実績見込みに基づく執行残を減額する補正です。4項社会教育費3目文化文化財費の13節草刈作業等委託及び18節エアコンは、未執行による皆減です。53ページ、4目奥三河郷土館費の13節収蔵庫整理作業委託は、未執行で賃金職員でこの作業を対応したための皆減であります。6目歴史民俗資料館費は、先の道の駅と同様、本体建築工事を除く未執行分の委託料及び工事請負費を全額減額するものです。5項保健体育費2目社会体育施設管理費は、それぞれ実績見込みや事業完了に伴う額の確定のほか、55ページ19節の2件の負担金は、津具スポーツ広場公衆トイレに係る下水道及び簡易水道加入分担金が支払いを要しなかったため、全額を減額するものであります。

続きまして、歳入について説明します。4ページ、5ページをお願いします。

1 款町税 1 項町民税から 4 項町たばこ税までは当初予算額と補正予算積算時の調定額の差額を補正したものであります。なお、1 項 1 節の現年度課税分については、退職所得に係る徴収分の増額によるものです。12 款分担金及び負担金は、事業費の縮小に伴う減額です。7 ページ 2 項 2 目民生費負担金 2 節やすらぎの里費負担金は、予算計上の入所者 45 名に対し、2 月時点では 37 名で町内町外ともに死亡や施設入所等による入所者数の実績減によるものです。4 節保育園費負担金は、各保育園入所児童の数及びその年齢状況に基づき保育園ごとに実績に基づいて補正しています。3 目衛生費負担金は、豊根村及び根羽村による新斎苑建設費負担金でありまして、補正内容は 29 年度に実施した造成設計委託料から起債充当額を除いた一般財源分の負担額 287 千円に 31 年度の造成工事に先立って本年度に実施する立木伐採費 2,077 千円を加えて 2,364 千円を追加するものであります。13 款使用料及び手数料 6 目 1 節住宅使用料は調定額の増で、とりわけ特定公共賃貸住宅分の増額がほとんどであります。14 款国庫支出金は、いずれも歳出実績額及び補正額に基づきそれぞれ説明欄に記載する所定の負担率、補助率を乗じて算出したことによるものです。主なものとして、9 ページ 1 項 1 目民生費国庫負担金 4 節の宝保育園運営費に係る負担金は、県負担金もあわせて園児数の減による歳出額の減はあるものの、当初予算が過少であったことに伴い、今回それぞれ増額となっております。2 項 1 目総務費国庫補助金 1 節電子計算費補助金の旧氏併記対応改修費補助金は、新たな補助制度で改修費の全額が交付され、4 目土木費国庫補助金の 3 節住宅費補助金は、町営杉平南住宅建設事業の工事費の増に伴い増額となり、5 目消防費国庫補助金の 2 節消防施設費補助金は、今回の歳出補正額に補助率 3 分の 1 を乗じた額を追加計上し、全額翌年度に繰り越すものであります。11 ページ、2 目民生費負担金は、それぞれの制度に基づき確定された額の補正です。2 項県補助金 1 目総務費県補助金 2 節市町村振興事業費補助金は、2 件とも当初予算では未計上であったものの、チャレンジ枠のエssenシャルオイル抽出事業と通常枠の田口高校お仕事フェアに対して、それぞれ交付決定されたことにより追加する補正です。3 節地籍調査費補助金は、繰越明許費として追加補正した事業費の 4 分の 3 を計上したものです。13 ページ、3 項県委託金 1 目総務費県委託金の愛知県議会議員一般選挙費委託金は、歳出額と同様に追加計上し次年度に繰り越すもので、3 目農林水産業費県委託金のあいち森と緑づくり事業は、実績額であります。15 ページ、16 款財産収入 1 項 1 目財産貸付収入は、旧矢崎社員寮住宅に係る家賃収入について、教育委員会の所管として組み替えた補正であります。18 款繰入金 2 項 4 目財政調整基金繰入金は、歳入歳出補正後の調整額です。20 款諸収入 3 項受託事業収入は、歳出における介護保険地域支援事業費とグリーンメッセージ管理委託料の執行減に伴う減額補正であります。4 項雑入 1 目助成金収入 1 節豊川水源基金助成金は、対象事業に係る確定事業費に対し、全額または 5 分の 4 の助成率に基づき、それぞれ補正するものです。17 ページ、4 目雑入 2 節財産管理費収入の町有建物等共済金は、津具スポーツ広場講堂の取り壊し分に係る返納金で、庁用車損害共済金等については、廃車による保険料の返納金であります。26 節消防施設費収入は、設楽ダム建設に係る公共補償費で八橋滝瀬、下川向、大名倉の各局の屋外子局の移転補償として 12,223 千円を追加計上し、その拡声子局を津具地区に移転し防災行政無線電波伝搬改善工事に充当しています。21 款町債は、それぞれの目ごとに歳出における起債対象事業費の確定に基づいて補正しています。3 目衛生債の新斎苑建設事業の 74,200 千円の減額は、造成

工事の翌年見送りにより造成変更設計作成委託料と物件補償費の14,800千円のみを起債に充当したことによるものであります。7目の教育債の学校教育冷房設備整備事業は、事業費から冷房設備臨時特例交付金の対象事業費を除いた額について計上しています。2項緊急防災・減災事業債の防災行政無線電波伝搬改善事業は、事業費の減及び先に説明しました屋外拡声子局の移転補償費12,223千円を財源に充当したことにより20,100千円の大幅な減額となったものであります。最後に5項学校教育施設等整備事業債の学校施設冷房設備整備事業は、交付金対象事業費の減額内定に伴い対象事業費から交付金額を除いた額を充当していた町債の減額であります。

続きまして、議案第13号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ29,703千円を追加し、予算総額を602,258千円とするものであります。歳出の8ページ、9ページをお願いします。2款保険費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、12月補正を行ったものの、ここ数ヶ月見込みを大きく上回る実績額により、再度増額補正するものです。2目の退職者については被保険者数の減少による減額であります。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、療養給付費の動向に大きく左右されることから、実績見込額に鑑み増額補正をするものであります。3目及び4目については、国保連合会からの提出されたデータに基づいてそれぞれ所要額を補正するものです。10ページ、4項出産育児諸費以降につきましては、歳入の基金繰入金の大幅な減額補正に伴い、特定財源と一般財源の財源構成であります。4ページに戻っていただいて、歳入についてであります。1款国民健康保険料は、賦課調定額に基づきそれぞれの区分の所要額の補正であります。6款県支出金1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金は、療養給付費、療養費等の保険給付費対象の費用総額の実績見込み額に基づいて増額補正するものであります。2目特別交付金は、当初予算は国保の広域化1年目ということで予測が困難でありまして、項目取りの1千円のみでありましたが、今回の補正は、いずれも愛知県へ交付申請した額を計上したものであります。7款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分及び保険者支援分として、制度上の一般会計繰出金の確定に伴う増額です。3節出産育児一時金繰入金は、出産者数の増に伴い当該歳出額の3分の2を一般会計から繰り入れる制度に基づく増額であります。

続きまして、議案第14号「平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,552千円を減額し、予算総額を202,755千円とするものであります。歳出の6ページ、7ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定制度負担金は、国保と同様、額の確定によるもので、保険料等負担金は、歳入の保険料の補正額と同一額であります。歳入について4ページへ戻っていただいて、1款後期高齢者医療保険料は、賦課調定額に基づきそれぞれの区分の所要額を計上するものです。3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、それぞれ額の確定によるものです。5款諸収入4項1目雑入は、平成29年度療養給付費負担金の確定に伴い、過年度分として追加交付される補正でありまして、特別会計における財源の増に伴い、当該金額を3款の一般会計繰入金から減額するものであります。

続きまして、議案第15号「平成30年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第2

号) 」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ14,327千円を追加し、予算総額を840,134千円とするものであります。第2条繰越明許費は、3ページの第2表における水道管移設工事、更新工事に係るもので、県道坂宇場津具設楽線を中心とした水道管更新工事において、道路管理者との占用調整に不測の日時を要したため、下水道事業との工程調整に遅れが生じ年度内完了が困難になったことにより、31年度に繰り越すものであります。それでは、歳出の6ページ、7ページをお願いします。1款総務費1項1目総務管理費は、いずれも委託料の額の確定に伴うものであります。2款事業費1項1目施設管理費の13節委託料及び15節工事請負費は、国県町道に係る配水管移設工事の一部を次年度執行としたため、所要額を減額するものです。2項2目施設整備費の13節委託料は、導水管移設工事に係る実施設計書作成業務料の減による補正です。15節工事請負費は、県道坂宇場津具設楽線を中心とした配水管布設替工事において岩盤掘削や仮配水管の追加及び交通保安員、資材の追加により不足が生じたため増額補正するものであります。4ページの歳入についてであります。2款使用料及び手数料1項1目使用料は、減収見込みによる減額であります。5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、配水管更新工事請負費の大幅な増額に伴い、歳出補正額と歳入補正額の一般財源に係る費用を調整した額を増額補正するものであります。2項1目基金繰入金は、歳出に充当していましたが導水管移設工事の次年度への移行に伴う減額であります。

続きまして、議案第16号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第3号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,025千円を減額し、予算総額を453,540千円とするものであります。第2条繰越明許費は、3ページの第2表における水道管移設補償費、管渠布設工事に係るもので、道路占用許可申請に不測の日時を要したため工事着手が遅れ、年度内完了が困難になったことにより工期を調整し、31年度に繰り越すものであります。それでは、歳出の6ページ、7ページをお願いします。2款事業費1項1目施設建設費の13節委託料は、施工管理委託未実施分に係る減額で、19節負担金、補助及び交付金の下水道整備事業県代行負担金は、県代行業費の確定により県からの負担金変更通知に基づく減額であります。4ページの歳入についてであります。2款繰入金1項1目一般会計繰入金は、歳出補正に係る全額を一般会計繰入金で充当していたこと及び4款の756千円の消費税還付金の財源追加に伴う歳入歳出の財源調整による減額補正であります。

続きまして、議案第17号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,155千円を減額し、予算総額を135,047千円とするものであります。歳出の6ページ、7ページをお願いします。1款総務費1項1目総務管理費11節光熱水費は、処理場及びマンホールポンプ場の電気代、12節浄化槽清掃手数料は、汚泥水分量の調整による搬出量の減、また各種検査手数料は、臨時水質検査手数料によるもので、それぞれ所要額を減額するものであります。4ページに戻っていただき、歳入であります。2款使用料及び手数料1項1目使用料は、滞納繰越分に係る徴収金額の増額によるものであります。5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、歳出補正額と歳入の使用料、雑入及び繰越金を調整した額で10,242千円の減額補正であります。7款については、消費税還付金の追加です。

続きまして、議案第18号「平成30年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第1

号) 」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ200千円を減額し、予算総額を37,707千円とするものであります。それでは歳出を説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。1款総務費1項1目総務管理費の11節修繕費は、バス停待合所修繕における残額を減額する補正で、この財源は歳入における一般会計繰入金でありますので、同額を歳入で減額するものであります。

議案第19号「平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)」についてですが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ597千円を減額し、予算総額を96,826千円とするものであります。歳出の8ページ、9ページをお願いします。1款総務費1項1目一般管理費の14節在宅酸素装置借上料は、使用者がいなくなったことによる皆減で、18節の超音波診断装置は、購入額の確定による補正です。4ページの歳入についてであります。1款診療収入1項外来診療収入につきましても、それぞれの収入ごとの年間収入見込額により所要額を減額したものであります。2項その他診療収入は、医師派遣に係る単価の見直しと派遣回数の実績に基づき所要額を減額しています。3款繰入金1項一般会計繰入金は、歳出補正額と歳入における減額分を調整した額の3,208千円の増額補正であります。6款については、額の確定によるものです。

続きまして、議案第20号「平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算(第1号)」についてですが、歳出における財源調整により補正額はなく、予算総額は3,354千円であります。歳出の3ページ、4ページをお願いします。1款総務費1項1目一般管理費の1節報酬は、開催回数に基づく減であり、7節賃金、12節役務費及び2目の財産管理費は、いずれも未執行による皆減であります。2款諸支出金は、一般積立金の増額補正であります。

最後に、議案第21号「平成30年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)」についてですが、今回、歳入歳出それぞれ1,337千円を追加し、予算総額を8,086千円とするものであります。それでは歳入から説明しますので、4ページ、5ページをお願いします。1款財産収入1項1目財産貸付収入は、中部電力による鉄塔建設に伴う選した2ヶ所及び土地5ヶ所に係る土地の賃借料を増額し、2款財産売払収入は鉄塔建設に伴う立木売払収入を追加するものであります。歳出につきましても、歳入の全額を2款財産区事業費の一般積立金に増額する補正であります。

以上、長々と説明しましたが、これで終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは13時までといたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前に提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。議案第12号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第12号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第13号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第13号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第14号「平成30年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第14号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第15号「平成30年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第15号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第16号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第16号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第17号「平成30年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10田中 この見出しの下にですね、「平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。」となっておりますが、これは間違いでしょうか。

総務課長 大変申し訳ございません。議員御指摘のとおりでございます。大変失礼しました。申し訳ございませんでした。

議長 ほかにありませんか。

（なし）

議長 ないようですのでこれで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第17号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第18号「平成30年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第18号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第19号「平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第19号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第20号「平成30年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第20号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第21号「平成30年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第21号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第30、議案第22号「平成31年度設楽町一般会計予算」から日程第41、議案第33号「平成31年度設楽町津具財産区特別会計予算」までの12議案を、一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第22号「一般会計予算」から議案第33号「設楽町つぐ財産区特別会計予算」まで一括で説明します。先ほど、町長のほうから施政方針の中で当初予算の概要、主な事務事業について申し上げたところであります。また、当初予算の詳細の内容については、後ほど設置される予算特別委員会において、各課長からそれぞれ説明するとともに、配付されてます当初予算の概要に重点かつ詳細な事務事業を記載してありますので、私からは議案についての説明のみとさせていただきます。議案第22号「平成31年度設楽町一般会計予算」について説明します。一般会計歳入歳出予算総額は7,070,838千円で、前年度比450,890千円、6.8%の増であります。第2条の継続費は、6ページの第2表に前年度から継続の道の駅清嶺、仮称ですが、建設事業及び歴史民俗資料館建設事業に、31年度新たに新斎苑建設事業を加え、それぞれ平成31年度、32年度の年割額を計上したものであります。第3条の地方債は、7ページ、8ページの第3表に記載する過疎対策事業債34件、緊急防災・減災事業債2件、及び地方交付税代替措置としての臨時財政対策債で、合計37件、1,298,676千円を計上してあります。第4条の一時借入金は、借入れの最高額を500,000千円と規定してあります。第5条は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に過不足が生じた場合は同一款内における各項間の流用について規定するものです。なお、特別会計においても以下同様であります。平成31年度の大規模事業としましては、継続費に計上してあります新斎苑建設事業、歴史民俗資料館建設事業及び道の駅清嶺建設事業のほか、防災行政無線デジタル化工事がありこの4事業で歳出予算1,351,090千円を計上し、全体の19%を占めています。そのため、歳入予算の町債の発行額は、前年度より607,376千円増額して計上してあります。

続きまして、議案第23号「平成31年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について説明します。歳入歳出予算総額は542,601千円で、前年度比6,079千円、1.1%の増であります。第2条の債務負担行為は、3ページの2表に記載する国民健康保険事務処理標準システム構築事業に係る平成32年度までの限度額を計上したものです。これは、豊川市をはじめとする関係市町村が連携して共同調達し、システム改修を行うものです。第3条の一時借入金は、借入れの最高額を25,000千円と規定してあります。平成30年度からの国保の広域化により愛知県が財政運営の責任主体として、町と協働して国保の安定的かつ効率的な事業運営を担っており、予算規模は概ね前年度並みであります。

続きまして、議案第24号「平成31年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算総額は212,759千円で、前年度比2,548千円1.2%の増であります。第2条の一時借入金は、借入れの最高額を20,000千円と規定してあります。愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した保険運営に努めるものであります。

続きまして、議案第25号「平成31年度設楽町簡易水道特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算総額は995,462千円で、前年度比209,931千円26.7%の大幅な増であります。第2条の地方債につきましては、3ページの第2表に記載する簡易水道施設更新事業に水道事業債26,000千円を計上してあります。田口地区の配水管更新事業については、公共下水道整備事業の進捗にあわせ老朽管を耐震性のある水道管へ更新するなど災害に強い安全な水道施設の推進を図ります。また、設楽ダム建設に伴う導水管移設工事を実施します。

議案第26号「平成31年度設楽町公共下水道特別会計予算」についてです。歳入

歳出予算総額は397,228千円で、前年度と比較しまして52,937千円11.8%の減であります。第2条の地方債については、3ページの第2表に記載する公共下水道施設整備事業に下水道事業債28,300千円計上してあります。平成33年度の一部供用開始を目指して、管渠工事及び設計を進めてまいります。また、処理場及び幹線管渠の整備については、県代行事業として愛知県が実施していきます。

続きまして、議案第27号「平成31年度設楽町農業集落排水特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算総額は192,126千円で、前年度比47,978千円33.3%の大幅な増であります。第2条の地方債につきましては、3ページの第2表に記載する農業集落排水施設更新事業に下水道事業債2,200千円を計上しています。施設の老朽化対策により増額していますが、農業集落排水事業を最適整備構想を踏まえ、コスト低減を図ります。また津具地区で処理場排水ポンプ施設等の機能強化を実施してまいります。

議案第28号「平成31年度設楽町町営バス特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算総額37,721千円で、前年度比186千円0.5%の減であります。定期バス4路線及び予約バス4路線の運行を委託し、安定した運行体制のもと、地域住民の足の確保を図ってまいります。

議案第29号「平成31年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算総額は96,291千円で、前年度比166千円0.2%の減であります。週5日診療のほかに、月に1回の整形外科医の診療、週に1回の理学療法士によるリハビリ事業を行い、的確な医療サービスを提供するとともに円滑な診療所運営を図ってまいります。

議案第30号「平成31年度設楽町田口財産区特別会計予算」から議案第33号「平成31年度設楽町つぐ財産区特別会計予算」までにつきましては、総額で9,246千円、前年度比1,994千円17.7%の減であり、各財産区の管理経費を計上してあります。なお、田口財産区特別会計につきましては一般会計で支出します地区集会施設改修費補助金の財源として基金の取崩しを行い、一般会計予算への操出金を計上してあります。

以上、11特別会計歳入歳出予算総額の合計は2,483,434千円で、前年度比211,253千円9.3%の増額であります。これは簡易水道特別会計において配水管布設工事費が増額することに伴うものであります。よって、一般会計、特別会計をあわせた歳入歳出予算総額は9,554,272千円で、前年度比662,143千円7.4%という高い伸び率を示しています。以上で、新年度予算に係る議案説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。お諮りします。議案第22号から議案第33号までの12議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く11名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第22号から議案第33号までの12議案については、11名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、1番加藤弘文君、2番今泉吉人君、3番河野清君、4番松下好延君、5番金田文子君、6番高森陽一郎君、7番熊谷勝君、8番土屋浩君、9番山口伸彦君、10番田中邦利君、11番金田敏行君を指名したいと思ひますので、これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の選任を行い、その結果を報告願います。お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

休憩 午後 1 時24分

再開 午後 1 時33分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に11番金田敏行君、副委員長に5番金田文子君が選任されましたので御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、本日、定例会終了後に予算の説明、3月14日午前9時から総務建設委員会所管の質疑、3月18日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、また質疑終了後に採決です。よろしく願います。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後 1 時34分